

議案第 7 号

階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(階上町職員等旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 階上町職員等旅費に関する条例(昭和 49 年階上町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則(第 9 条)

第 2 節 交通費(第 10 条—第 13 条)

第 3 節 宿泊費等(第 14 条—第 16 条)

第 4 節 転居費等(第 17 条—第 20 条)

第 5 節 その他の種目(第 21 条・第 22 条)

第 6 節 日額旅費(第 23 条)

第 3 章 雑則(第 24 条—第 30 条)

附則

第 2 条第 1 号中「国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号)第 2 条に規定するその附属の」を「これらに附属する」に改め、同条第 3 号中「勤務公署」の次に「(常時勤務する公署がない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第 5 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第 6 号中

「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第 7 号中「扶養親族並びに」を「職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに」に改め、「いた」の次に「他の」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第 3 条第 2 項中「一」を「いずれか」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「ため」の次に「内国」を加え、同項第 3 号中「当該職員の」の次に「本邦にある」を加え、同項に次の 2 号を加える。

- (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
第 3 条第 3 項中「第 1 号」の次に「又は第 4 号」を加え、「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 6 項中「、第 4 項及び前項の」及び「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「その出発前に第 4 条」を「次条」に、「等を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。)を受け」に、「において、」を「その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「町長が」を「規則で」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 7 項中「、第 2 項、第 4 項及び第 5 項」を「及び第 2 項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「町長が」を「規則で」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「第5条」を「次条」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「は、旅行命令簿に当該旅行に関する」を「は、旅行命令簿に規則で定める」に改め、「記載」の次に「又は記録を」を加え、「これを当該」を「当該事項を当該」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「旅行に関する」を削り、「し、これを提示する」を「又は記録をする」に改め、同条第5項中「を提示しなかった」を「に記載又は記録をしなかった」に、「当該旅行に関する」を「同項に定める」に、「し、これを当該旅行者に提示し」を「又は記録をし」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、「場合には、あらかじめ」の次に「旅行命令権者に」を加え、同条第2項中「速やかに」の次に「旅行命令権者に」を加える。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削り、第12条に見出しとして「(年度経過等による区分)」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「ため」を「ため第9条に規定する」に、「又は車賃(扶養親族移転料)」を「及びその他の交通費(家族移転費)」に改め、「の旅費」を削り、「計算する」を「算定する」に、「最初」を「年度の経過等の後に最初」に改め、同条を第7条とする。

第13条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)」を、「添えて、」の次に「これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出者等」という。))に」を加え、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「旅費」の次

に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第 3 項中「前項」を「支出者等は、前項」に、「返納し」を「返納させ」に改め、同条第 4 項中「及び様式並びに前 2 項」を「又は記録事項、第 2 項及び第 3 項」に改め、「期間」の次に「並びに第 4 項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、「町長が別に」を「規則で」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項の次に次の 3 項を加える。

4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第 2 項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。

5 第 1 項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて町長が定めるものをいう。以下同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、町長が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第 13 条を第 8 条とする。

第 2 章を次のように改める。

第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則(第 9 条)

(旅費の種目及び内容)

第 9 条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第 2 節 交通費

(鉄道賃)

第 10 条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第 13 条第 1 項において同じ。)を利用

する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項

に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を

移動に直接要する費用とみなす。

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 3 号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第 3 節 宿泊費等

(宿泊費)

第 14 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 15 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 16 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

第 4 節 転居費等

(転居費)

第 17 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 18 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 19 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、

宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第22条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第6節 日額旅費

第23条 第9条に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて任命権者が指定するものとする。

- (1) 調査、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

- 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第9条に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第3章を削る。

第4章中第27条の前に次の3条を加える。

(退職者等の旅費)

第 24 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第 25 条 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第 26 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号、第 12 条第 1 項各号及び第 13 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各号及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 6 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 1 項及び第 21 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第 30 条第 1 項中「旅行命令権者」を「任命権者」に、「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「、」を「又は旅行の性質上」に改め、「条例」の次に「又は旅費に関する他の条例等」を加え、「旅行の実費を超える」を「超えた」に改め、同条第 2 項中「旅行命令権者」を「任命権者」に改め、同条を第 27 条とする。

第 31 条中「職員について」を「任命権者は、職員について」に改め、同条を第 28 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 29 条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第 32 条中「町長が別に」を「規則で」に改め、同条を第 30 条とする。

第 4 章を第 3 章とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

(階上町特別職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 階上町特別職の職員の旅費に関する条例(昭和 56 年階上町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

町長等に支給する旅費のうち、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費については、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 鉄道賃 運賃(運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級(等級が 3 以上に区分された鉄道(規則で定める鉄道を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

(2) 船賃 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級(等級が 3 以上に区分された船舶(規則で定める船舶を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

(3) 航空賃 運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級(等級が 3 以上に区分された航空機(規則で定める航空機を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

(4) 宿泊費 地域の実情を勘案して規則で定める額(当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の

額)

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「種類」を「種目、内容」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを削る。

(階上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 階上町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 52 年階上町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 8 条とする。

第 4 条の 5 の見出し中「支給方法」の次に「等」を加え、同条を第 7 条とする。

第 4 条の 4 に見出しとして「(旅費の調整)」を付し、同条を第 6 条とする。

第 4 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

第 4 条の 2 を削る。

第 4 条中「、議員」を「及び議員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費)

第 5 条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊費についてはそれぞれ次に掲げる額、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当については一般職の職員の場合により計算した額とする。

(1) 鉄道賃 運賃(運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級(等級が 3 以上に区分された鉄道(規則で定める鉄道を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

(2) 船賃 運賃(運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級(等級が 3 以上に区分された船舶(規則で定める船舶を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とする。)、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

(3) 航空賃 運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級(等級が 3 以上に区分された航空機(規則で定める航空機を除く。))により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額を上限とす

る。)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額

- (4) 宿泊費 地域の実情を勘案して規則で定める額(当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額)

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年階上町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「に定める別表4級以上」を削る。

(階上町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 階上町固定資産評価審査委員会条例(昭和47年階上町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条中「条例」の次に「(昭和49年階上町条例第9号)」を加える。

(外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年階上町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

外国語指導助手が公務のため旅行するとき、赴任するとき又は帰国するときは、その費用を弁償する。

第5条第2項を削り、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、渡航雑費及び死亡手当とし、費用弁償の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、航空賃の額については運賃(運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃の額)、座席指定料金及びこれらの費用に付随する費用の額の合計額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発する旅行については、なお従前の例による。



提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、本町における旅費制度の見直しを行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。